

森林由来Jークレジット認証促進事業業務委託仕様書

1 業務の名称

森林由来Jークレジット認証促進事業業務

2 業務目的

森林由来Jークレジットについて、制度の周知を図り、森林所有者等のクレジットの認証及び取引の拡大による新たな収入源を確保し、植栽未済地発生の抑制に取り組むとともに再造林を核とした循環型林業を推進する。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月25日（火）まで

4 業務委託の内容

以下の業務を企画・実施するものとする。

(1) 業務進行管理

業務を進めるにあたり、県と2回以上打合せを行う。

(2) 森林由来Jークレジットについての広報活動

説明会開催のPRとして、チラシやホームページ等を活用し広く周知する。

(3) Jークレジット制度説明会の開催

森林所有者や林業事業者、森林組合、市町村等、森林由来Jークレジット創出者向けの説明会を県内3箇所で開催する。

説明内容は以下の内容を含むこと。

- ・制度に関すること
- ・書類作成に関すること
- ・書類作成支援に関すること
- ・プロジェクト登録支援業務に関すること

また、説明会后に個別に相談できるブース等を設置し、個別相談の時間を設ける。

(4) プロジェクト登録支援業務

森林由来Jークレジット創出対象者に対し、プロジェクト登録のための支援を行う。

支援内容は以下の内容を含むこと。

- ・データ収集及びクレジット創出量試算

- ・計画書作成指導(事前調査・図面作成等)
- ・計画書案作成支援
- ・計画書案提案
- ・計画書提出に向けた打合せ
- ・計画書提出手続き支援
- ・審査機関対応

なお、対象者は6者以上(目標件数)とする。

ただし、目標件数を達成できない場合は、別途発注者と協議すること。

(5) モニタリング・認証支援業務

森林由来J-クレジット創出に向けたモニタリング・認証に関する支援を行う。

支援内容は以下の内容を含むこと。

- ・モニタリング調査手順整理
- ・モニタリング調査説明会
- ・モニタリング調査現地支援
- ・報告書作成指導
- ・報告書案作成支援
- ・報告書案提案
- ・報告書提出に向けた打合せ
- ・報告書提出手続き支援
- ・審査機関対応

なお、対象者は2者以上(目標件数)とする。

ただし、目標件数を達成できない場合は、別途発注者と協議すること。

(6) クレジット購入者とのマッチング

宮崎県内の森林由来J-クレジットの売買について、クレジット購入者側の者に対して営業を行う。

また、県内の二酸化炭素排出事業者に対して説明会と個別訪問を行い、県内のクレジットの流通促進を図る。

説明会及び個別訪問の内容は以下の内容を含むこと。

- ・J-クレジット制度の仕組み
- ・取り組み事例
- ・宮崎県内の森林由来J-クレジットの情報

なお、説明会は県内3箇所以上、個別訪問は県内5者以上(いずれも目標件数)とし、県内のクレジット情報を紹介する際は、クレジット保有者の了解を得ること。

ただし、目標件数を達成できない場合は、別途発注者と協議すること。

5 成果品の提出

成果品の提出にあたり、県と打合せを行うこと。

また、成果品の提出については以下のとおりとする。

提出物：報告書、報告書概要、広報活動業務・制度説明会で作成した資料一式、書類
作成支援で支援した計画書の写し、業務実施記録写真

提出部数：紙媒体の成果品を一部提出（パイプファイル等に簡便に綴じたもので可）

6 その他

- (1) 事業効果を高めることを目的に、本仕様書以外の内容を付加することは差し支えない。
なお、その場合、事前に県と協議の上、了解を得るものとし、成果品に独自提案であることを記載するものとする。
- (2) 受託者は、業務を遂行するにあたり、県と十分な調整を行うこと。
また、事業の進捗について、県は受託者に対し、報告を求めることができるものとする。
- (3) 受託者は、業務の遂行にあたって、県民や企業等の第三者から批判を受けることのないよう十分に配慮するとともに、万が一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決にあたること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、宮崎県環境森林課再造林推進室と協議の上、決定すること。